

令和2年度いわて知的財産権セミナーin 宮古

地域団体商標・地理的表示(GI)を活用した宮古の水産物のブランド化

- ・主催：岩手県、一般社団法人岩手県発明協会（実施）
- ・共催：宮古市、日本弁理士会東北会

- ◆日時：令和2年10月16日（金）13：00～16：00（セミナー）
16：00～17：00（個別相談会）
- ◆会場：イーストピアみやこ 宮古市民交流センター「多目的ホール」
（宮古市宮町1丁目1-30）
- ◆定員：40名程度（先着順）
※主な対象：水産業、水産加工業、市及び県等の行政機関、商工・観光団体、金融機関の方々など
- ◆参加料：無料
- ◆申込み：事前のお申込みが必要です。詳細は、裏面をご覧ください。

【主な講義内容】

地域団体商標制度とは、「地域名と商品名」のみからなる「地域の名物」の名称を商標として登録できる制度です。

地理的表示（GI）制度とは、品質や社会的評価などの特性がその産地と結びついている農林水産物についてその名称を登録できる制度です。

どちらら制度とも登録した産品が持っている価値に対して国がお墨付きを与えるとともにその名称を勝手に他人が使うことが出来ないよう法律で保護してくれる制度です。

地域にとっては登録された産品のブランド化につながるものであり、厳しい産地間競争の中にあって信用力の増大、市場競争力の強化につながるものとなります。

本セミナーでは、両制度への理解を深めていただくとともに、登録の実現に向けた出願・申請に当たっての重要なポイントとそれらのポイントにそった具体的な取組み事項とその展開方法などについて実務経験豊かな専門家からお話させていただきます。

【講師紹介】



PD I 特許商標事務所 所長弁理士 東田 潔氏

- ・1979年に岩手県立盛岡一高卒業後、東京理科大学、金沢工業大学大学院工学研究科知的創造システム専攻修了。
- ・1985年にソフトウェア企業勤務を経て、特許事務所パートナー/共同経営の後、TOHDA特許商標事務所設立。
- ・2016年にPD I 特許商標事務所所長弁理士、(株)国際特許開発取締役役に就任。盛岡市紺屋町と名古屋にオフィスを構える。
特許侵害訴訟代理業務付記、AIPE 認定知的財産アナリスト
- ・現在は、INPIT 知財総合支援窓口派遣専門家、県内での知財セミナーや知財授業において講師として活躍中。

【お問合せ・お申込み先】

■一般社団法人岩手県発明協会 担当：菊池

所在地：〒020-0857 盛岡市北飯岡 2-4-25

Tel：019-634-0684 Fax：019-631-1010

E-Mail：associ3@iwate-hatsume.org

※ 事前にお申込みが必要です。

- ・お申込みは、下記の申込書を Fax、郵送でお申込みください。
- ・E-Mail でお申込みされる場合は、担当者 菊池宛てで上記アドレスに申込書に記載された事項を記入、若しくは記載した申込書を PDF として送付してください。

令和 2 年度いわて知的財産権セミナー in 宮古 受講申込書

1 氏名			
会社名		役職名	
住所			
電話番号		FAX	
E-Mail			
個別相談	有・無 有の場合内容： (○×記入)		
2 氏名			
会社名		役職名	
住所			
電話番号		FAX	
E-Mail			
個別相談	有・無 有の場合内容： (○×記入)		

※個人データの漏えいなどに対する安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じております。